

区分所有法 集会の議事録 宅建 H18-16-3 <<#630>>

【問】 正誤をつけよ。

集会の議事録が書面で作成されているときは、議長及び集会に出席した区分所有者の2人がこれに署名しなければならないが、押印は要しない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 議事録【★改正】

- 1 **集会の議事**については、**議長**は、書面又は電磁的記録により、**議事録**を作成しなければならない。
- 2 **議事録**には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、**議事録が書面**で作成されているときは、**議長及び集会に出席した区分所有者の2人**がこれに**署名**しなければならない。（区分法 42 条 1 項、2 項、3 項）

⇒ 【改正】 押印は不要となった